

平成 30 年 10 月 5 日

「国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する告示」(仮称)に対する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

環境省水・大気環境局
水環境課海洋環境室

1. 意見募集の概要

「国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する告示」(仮称)について、意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成 30 年 8 月 10 日(金)～平成 30 年 9 月 10 日(月)
- ・告知方法：電子政府の窓口(e-GOV)、環境省ホームページ、記者発表
- ・意見提出方法：電子メール、郵送、ファックス

2. 意見募集の実施結果

意見提出件数：1 件

3. 提出された意見の要旨及び意見に対する考え方

意見の要旨	意見に対する考え方
「オフショア開発により汚染された液体」について、「海洋鉱物資源の開発」由来の物を特に対象としており、「石油・天然ガスの海洋における開発」由来の物は含まれないと認識しているのですが、認識に間違いなかったでしょうか。	「オフショア開発により汚染された液体」は、平成 29 年 12 月 1 日付け国際海事機関海洋環境保護委員会の判定(MEPC.2/Circ.23)に基づき、海底鉱物資源の探査及び開発のためのオフショア設備由来のばら積みの液体貨物が対象となります。